

高レベル放射性廃棄物の地層処分に係る 概要調査地区選定上の考慮事項について

原子力発電環境整備機構 正会員 ○土宏之、小林正典、小池章久、畑元浩樹
非会員 近藤浩文、瀬尾俊弘

1. はじめに

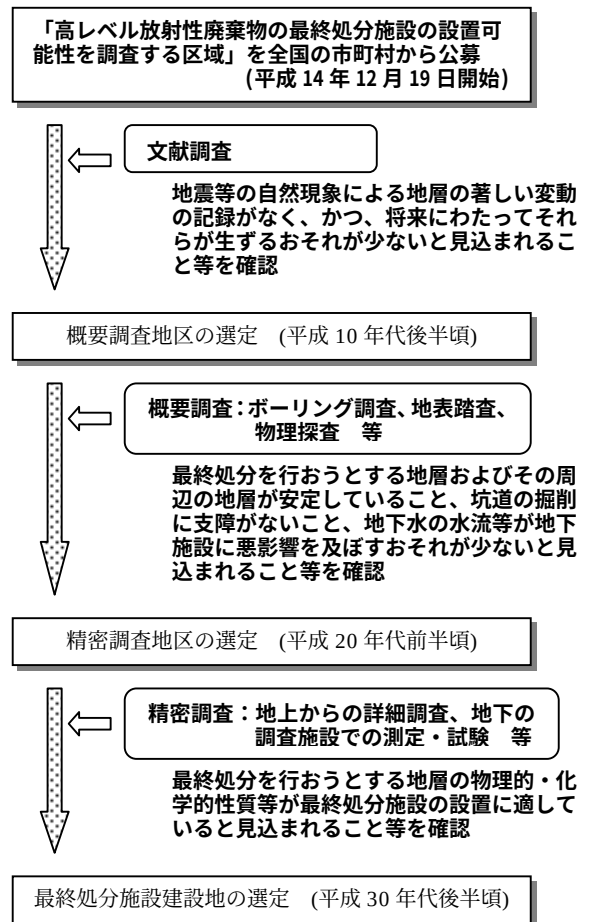
高レベル放射性廃棄物（特定放射性廃棄物）の地層処分（最終処分）を行う最終処分施設建設地の選定は、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」（以下「最終処分法」という。）に基づき、概要調査地区の選定、精密調査地区の選定、最終処分施設建設地の選定という3段階の過程を経て行われる（図－1）。

原環機構は、この第1段階である概要調査地区の選定にあたり、昨年12月、全国の市町村を対象に「高レベル放射性廃棄物の最終処分施設の設置可能性を調査する区域」（以下「応募区域」という。）の公募を開始した。概要調査地区は、応募区域およびその周辺の地域を対象に実施する公開された文献その他の資料による文献調査の結果に基づき選定されるが、この概要調査地区を選定する上で考慮する事項とその評価の考え方等を、概要調査地区選定上の考慮事項（以下「考慮事項」という。）としてとりまとめ、公募の開始にあわせ公表した。本稿は、考慮事項設定にあたっての基本的考え方、考慮事項の概要等について報告するものである。

2. 考慮事項の設定にあたっての基本的考え方

概要調査地区選定の「透明性」「公平性」「客観性」を確保するため、考慮事項の設定にあたっては、次のような基本的考え方を定めた。

- ①概要調査地区の選定理由が、公募開始時に公表される考慮事項に基づいて説明できること。
- ②文献調査でわかる範囲で、最終処分施設建設地としての適性が明らかに劣る地域を除外すること。
- ③文献調査は公開された文献その他の資料により行われるが、情報の不足等により十分な判断ができない場合には、次段階の概要調査あるいはそれ以降の調査において引き続き検討を行うこと。
- ④最終処分法、同施行規則に示された概要調査地区の選定要件（以下「法定要件」という。）に基づき、これらの評価の考え方、基準等を具体化したものであるとともに、原子力安全委員会の環境要件⁽¹⁾も踏まえたものであること。（→法定要件に関する事項の設定）
- ⑤原環機構の事業推進の観点から、概要調査地区選定段階における法定要件には該当しないが、次段階以降の選定要件や建設・操業にあたって必要な事項で、文献調査で評価可能なものも対象とすること。（→付加的に評価する事項の設定）



図－1 最終処分施設建設地選定までの流れ

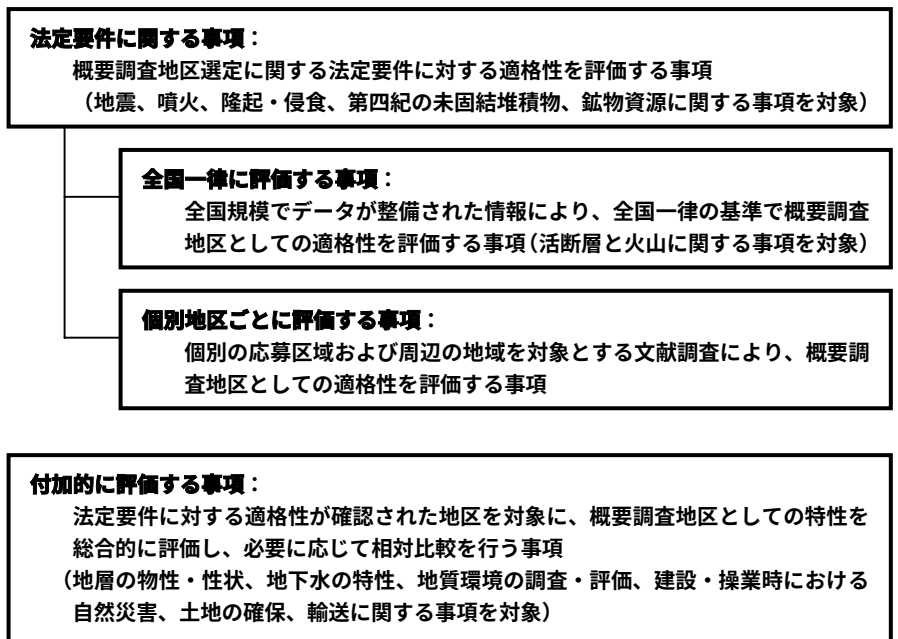
キーワード：高レベル放射性廃棄物、地層処分、概要調査地区、文献調査、選定要件

連絡先：東京都港区芝 4-1-23 Tel.03-4513-1114 Fax.03-4513-1599

3. 考慮事項の分類

考慮事項は、**法定要件に関する事項**と**付加的に評価する事項**に分類され、**法定要件に関する事項**は、さらに**全国一律に評価する事項**と**個別地区ごとに評価する事項**から成る（図－2）。

全国一律に評価する事項の評価に用いる活断層、火山に関する文献は原環機構が指定する。また、**個別地区ごとに評価する事項**、**付加的に評価する事項**の評価にあたっては、応募区域およびその周辺の地域を対象とする公開された様々な文献その他の資料が使用される。



図－2 考慮事項の分類

4. 概要調査地区の選定における考慮事項の適用

市町村による応募から概要調査地区選定までの流れは、概ね次のようになる。

a. 応募区域に対し文献調査の開始を連絡

事前確認のための地質的な条件により、応募区域が文献調査の対象となることを確認し、文献調査の開始を文書で連絡する。事前確認のための地質的な条件には、活断層と火山に関する**全国一律に評価する事項**の考え方を適用した応募区域として避けるべき条件が示されている。

b. 文献調査の実施

応募区域およびその周辺の地域を対象に文献調査を実施する。**法定要件に関する事項**により概要調査地区としての適格性を確認し、適格性が確認された地区を対象に**付加的に評価する事項**により概要調査地区としての特性を総合的に評価し、必要に応じて相対比較を行う。

c. 概要調査を行う範囲の設定

文献調査の結果に基づき概要調査を行う範囲を設定する。この範囲は、**法定要件に関する事項**の活断層、火成活動等に該当する地域は含めないように設定され、地質条件等により応募区域より広がることもあるが、広がった部分は概要調査等を行うにとどめ、最終処分施設建設地とすることはないとしている。また、活断層、火成活動、隆起・侵食等の評価のため、概要調査地区の周辺においても補足的に調査を行うことも想定している。

d. 文献調査に関する報告書作成

文献調査の結果は報告書に取りまとめ、公告・縦覧・説明会を実施し、地域住民の方々の意見も踏まえながら、概要調査地区の選定に関する申請を行い、経済産業大臣の承認後、概要調査地区が選定される。経済産業大臣の承認に際しては、関係都道府県知事および市町村長の意見を十分に尊重して行うこととされている。

参考文献

- (1) 高レベル放射性廃棄物処分の概要調査地区選定段階において考慮すべき環境要件について、原子力安全委員会(平成14年9月)